

2020年11月25日

株式会社日本レジストリサービス

JPドメイン名諮問委員会の答申JPRS-ADVRPT-2020001への対応

2020年9月29日にJPドメイン名諮問委員会より、ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合のJPドメイン名の扱いに関する答申がなされました。

この答申を受け、当社において検討を行い、答申書記載の事項について下記の通り対応します。

記

1. ドメイン名登録時には登録資格を満たしていた登録者が、登録後に登録資格を喪失した場合に、登録者がドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきかについて

答申に従い、ドメイン名登録の継続を一時的に認めるのが適切な場合に、登録の継続が可能となるよう、実装に向けて検討を進めます。

2. 登録の継続を認める場合の条件について

答申に従い、登録を継続できる期間は無期限とはせず、限定された所定の期間を原則とします。登録者が所定の期間を超えて登録の継続を求める場合には、JPRSが個別の事情を勘案して登録の継続を決定します。

また、本制度の悪用防止の観点から、第三者がドメイン名を引き継ぎ、登録を継続する際には、元の登録者との関係を確認するなど、悪用防止のための対策を検討いたします。

### 3. 例外的に登録資格のない組織が登録していることを、第三者に明確に示すことの必要性について

登録の継続は登録資格喪失時の廃止義務の例外であるため、答申に従い、登録資格のない組織が登録を継続している場合には、インターネットユーザーの混乱を避けるために、例外的なドメイン名登録であることを明示するよう、検討を進めます。

以上

#### 参考文書

- ・ ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いについて (JPRS-ADV-2020001)
- ・ 質問書 JPRS-ADV-2020001 の質問事項に関する答申 (JPRS-ADVRPT-2020001)